

地域計画

策定年月日	令和6年8月22日
更新年月日	令和8年3月17日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	浪江町
地域名 (地域内農業集落名)	北棚塩 (大字棚塩北部と大字北幾世橋の一部を含む)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	77.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	75.4 ha
② 田の面積	55.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	20.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	69.0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・個人で再開する農家はいるものの、地域全農地を対応できない。
- ・担い手の高齢化・担い手不足が現実的な課題であり、営農再開したいが避難先からの通い農業とならざるを得ない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・北棚塩地区は、避難中のような荒廃した農地には戻してはならないという先輩方の努力によりパイプライン及びほ場整備が完了しており、素晴らしい農業基盤が出来ている。
 - ・地域全体で復興した北棚塩地区を見せていくのが現世代の役割であり、この整った農村環境を守り次世代へ引継いでいく。
- 【北棚塩地区のスローガン】守ろう農地を、次世代のために!!**

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	84.7 %	将来の目標とする集積率	89.5 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
震災前の営農環境を再生するため、担い手を中心に規模拡大に向けた話合いを継続していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組
担い手農業者のニーズを踏まえ、営農しやすい農地にしていくため、簡易的な手法といえる農用地の大区画化(畦畔の除去)等の基盤整備事業を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。宅地周りにある果樹・樹木に関しては、イノシシ等が寄り付いてしまわないように町の事業を活用して伐採対応した。
⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持管理を周知していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲など	ha	23.2 ha	水稲など	21.0 ha	ha		
認農	B	水稲など	ha	10.2 ha	水稲など	10.2 ha	ha		
認農	C	水稲	ha	12.2 ha	水稲	12.2 ha	ha		
認農	D	水稲	ha	5.8 ha	水稲	5.8 ha	ha		
認農	E	野菜	ha	ha	野菜	0.5 ha	ha		
利用者	F	飼料用作物	ha	3.8 ha	飼料用作物	3.3 ha	ha		
利用者	G	花き	ha	2 ha	花き	2.0 ha	ha		
利用者	H	水稲	ha	8 ha	水稲	8.0 ha	ha		
利用者	I	イチジクなど	ha	1.7 ha	イチジクなど	2.3 ha	ha		
認就	J	アスパラ	ha	0.6 ha	野菜	0.6 ha	ha		
到達	K	野菜	ha	1 ha		0.4 ha	ha		
利用者	K	野菜	ha	1.4 ha	野菜	1.4 ha	ha		
利用者	K	野菜	ha	0.3 ha	野菜	0.3 ha	ha		
利用者	K	イチジク	ha	0.3 ha	野菜	0.3 ha	ha		
利用者	K	野菜	ha	0.1 ha	野菜	0.1 ha	ha		
利用者	K	野菜	ha	0.1 ha	野菜	0.1 ha	ha		
利用者	K	野菜	ha	0.2 ha	野菜	0.2 ha	ha		
利用者	K	野菜	ha	0.1 ha	野菜	0.1 ha	ha		
計	18経営体		ha	71.3 ha		68.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

